

令和7年度 長井市定住促進補助金・長井市住宅新築補助金のご案内

定住促進補助金

◆補助を受ける条件

- ① 令和4年4月1日以降に市内の土地を購入し、そこに自ら居住する住宅の新築又は建売住宅の購入をすること(建売住宅の場合:新築後2年以内の住宅で居住歴がないもの)
- ② 申請者は、土地及び建物の登記完了後に2分の1以上の所有権を有すること
- ③ 補助金を受領後、5年間は転出又は転居しないこと
- ④ 市税等の滞納がないこと
- ⑤ 新築の場合は工事着工前、建売住宅購入の場合は売買契約後に申請すること
- ⑥ 令和8年3月31日までに、工事の完了報告(実績報告書の提出)ができること

◆補助内容

(1) 高校3年生相当までの子(平成19年4月2日以降に生まれた子)を養育している者

補助区分	内容	補助金額
① 市外在住転入者	申請時において市外在住者で、これまで市内に在住したことがない者	100万円
② Uターン者	過去に市内に在住した者で、申請時において転出の日から起算して5年以上が経過し、市内に転入する者	100万円
③ 市内在住転入者	市外から転入し、申請時において貸家等に居住している者で、それ以前に市内に在住したことがない者	50万円
④ 市内在住者	①～③以外の者で、市内に在住している者	20万円

(2) 上記以外の者(高校3年生相当までの子を養育していない者):20万円

土地を購入し、
新築・建売住宅の
購入をされる方



住宅新築補助金

◆補助を受ける条件

- ① 市内に住所を有する(令和7年度中に居住する予定の方を含む)方が市内に持家住宅を新築又は建売住宅を購入すること(建売住宅の場合:新築後2年以内の住宅で居住歴がないもの)
- ② 市内に本店(支店)を有する業者と契約し施工すること(建売住宅の場合:申請期間内に売買契約を締結すること)
- ③ 同一年度に同じ補助金を受領していないこと
- ④ 市税等の滞納がないこと
- ⑤ 申請前に着工していないこと(※工事着工前に申請してください)
- ⑥ 令和8年3月31日までに、工事の完了報告(実績報告書の提出)ができること

◆補助金額: 50万円

市内業者と契約し、
新築・建売住宅の
購入をされる方

◆申請時の提出書類

- ・補助金交付申請書
- ・工事請負契約書又は売買契約書の写し
- ・工事見積書(建売住宅の場合は不要)
- ・工事図面
- ・着工前写真
- ・市税等納税証明書

【定住促進補助金の追加書類】※定住促進補助金の申請は上記(見積書除く)に加え下記の書類も提出してください。

- ・土地売買契約書の写し
- ・住民票(世帯全員のもの)
- ・戸籍附票(世帯全員のもの)
- ・誓約書

◆申込期間

令和7年4月1日 ～ 令和8年2月末日まで

ただし、受付は先着順で予算の範囲内となります。

◆お問い合わせ先

※詳しくはHPをご覧になるか下記までお問い合わせください。

長井市 建設課 都市・住まい政策室 ☎0238-82-8018(直通)

※公共事業又は民間事業で建物移転補償による工事をする場合は、補助対象となりません。